

証券コード 5958
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都江東区亀戸六丁目20番7号

三洋工業株式会社

取締役社長 **菊地政義**

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区亀戸六丁目20番7号 当社本社
3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sanyo-industries.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策や金融緩和策等を背景に企業業績や雇用環境が改善し、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし一方で、中国をはじめとする新興国経済の減速や資源国の経済悪化などにより、為替や株式市場への影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの関連する建築業界におきましては、政府建設投資が低水準であったことに加え、新設住宅着工戸数の伸び悩みや、企業の設備投資に対する慎重姿勢から民間非住宅建設投資についても限定的な伸びに止まるなど、当連結会計年度における建築需要は総じて低調な状況で推移いたしました。

当社グループはこうした市場環境の中で、最終年度を迎えた中期3ヵ年経営計画の総仕上げを図るべく、グループの総力を挙げて経営戦略に沿った諸施策に取り組んでまいりました。具体的には、既存重点製品の収益性を確保しつつ、「環境・省エネ」「安心・安全」「耐震・防災」に関連した成長戦略商品の販売強化に注力し、併せて生産性の効率化と工場内製の推進によってコストダウンの実現と製品付加価値の向上に努めてまいりました。

また、新製品開発においては、時代ニーズを捉え、免震機構を一体化したOAフロアシステムの共同開発や、体育館の耐震化ニーズに応えた置床式鋼製下地用の耐震ブレースユニットの開発、更には製品ラインナップの充実化を図るため、陸屋根用の太陽光架台や既存天井を撤去せずに落下防止対策が図れる地震対策用フェイルセーフシステムの開発にも取り組み、順次、市場投入してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は28,779百万円（前期比2.4%減）となり、利益面におきましては、営業利益888百万円（前期比5.9%減）、経常利益1,001百万円（前期比5.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益697百万円（前期比20.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 三洋工業

主力製品群である軽量壁天井下地につきましても、商業施設やビル用の一般製品が需要低迷の影響を受け、受注量が減少したほか、戸建住宅用製品においても、新設住宅着工戸数が伸び悩みを続ける中で低調に推移いたしました。しかし、地震対策用の天井等が、安心・安全に対する社会的な要請を背景に、売上高が好調に推移したことなどから、軽量壁天井下地全体の売上高は増加いたしました。

床システムにつきましても、遮音二重床製品が集合住宅のみならず、老人ホームや病院施設等に幅広く採用されたほか、スチール製〇Aフロアやオフィス用置敷式〇Aフロア等も堅調に推移いたしました。主力製品である学校体育館やスポーツ施設用の鋼製床下地材製品の受注量が落ち込んだことなどから、床システム全体の売上高は減少いたしました。

アルミ建材につきましても、主力製品であるアルミ笠木や手摺り、エキスパンション・ジョイントカバーなどが、前期好調な伸びを示したものの、低迷する需要を背景に受注量が低下したことなどから、アルミ建材全体の売上高は減少いたしました。

この結果、売上高は22,992百万円（前期比3.7%減）、セグメント利益487百万円（前期比0.2%増）となりました。

② システム子会社

当社の子会社であるシステム会社（株式会社三洋工業九州システムほか）におきましても、設計指定活動を中心に主力取扱い製品である鋼製床下地材製品や床関連製品の販売強化に努めてきたことなどから、システム子会社全体の売上高は6,382百万円（前期比3.7%増）となりました。利益面においては、厳しい市況を反映し利益率が低下したことなどから、セグメント利益は242百万円（前期比22.4%減）となりました。

③ その他

その他につきましても、売上高835百万円（前期比7.6%減）、セグメント利益45百万円（前期比28.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は558百万円であり、その主なものは新基幹システム構築費用及び各工場の機械装置等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

平成28年度の日本経済は、海外経済の減速を背景に輸出が伸び悩むものの、雇用環境の改善や、企業収益の増加を背景とした設備投資の回復が続くものと予想されます。しかし、個人消費については、消費マインドの停滞感から当面、力強さを欠く動きが続くものと思われます。

建築業界におきましては、政府建設投資が依然として低水準で推移するとともに、新設住宅着工戸数についても不透明な状況が続くものと予想されます。他方、民間非住宅建設投資については企業収益の改善を背景に底堅く推移するものと想定され、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた建設計画も徐々に始動するなど、今後、建築市場の活性化と需要の拡大が期待されております。

当社グループではこうした市場環境の中で今般、平成28年度を初年度とする新中期3ヵ年経営計画『SANYO VISION 70』を策定いたしました。前中期3ヵ年経営計画で取り組んできた経営戦略を基本的に継承するとともに、収益性の改革を通じて、より経営基盤の強化を図り、持続可能な成長企業の実現を目指し取り組んでまいり所存です。

当社グループの対処すべき課題といたしましては、少子高齢化と人口減少に伴い、建築市場が今後縮小していく中で、如何にして安定的に利益を確保し、持続的な成長を遂げることができるかが重要な課題であると認識しております。そのためには、変化する社会的要請や市場ニーズに機動的かつ柔軟に対応できる体制整備と経営基盤の更なる強化が必要であると考えております。

今般、当社グループではこうした課題認識のもと、前中期3ヵ年経営計画で取り組んできた成果と課題を十分に踏まえ、新中期3ヵ年経営計画『SANYO VISION 70』の基本経営戦略である「環境変化と市場ニーズを捉えた価値創造による収益性の向上」「コスト低減と品質確保による内製化

の推進」「成長を支える経営基盤の強化」及び「グループ企業の連携による収益力の強化」を図りながら、収益性の改革を通じて、持続可能な成長企業の実現に向け邁進してまいります。

当社グループといたしましては、今後も健全な利益思想のもと、内部統制システムの適切な運用と経営の公正性、透明性及び効率性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実と強化に取り組み、株主及び投資家の皆様のご期待に添えられるよう鋭意努力してまいります所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第79期 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	第80期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第81期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	第82期 (当期) (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)
売上高(百万円)	27,874	28,621	29,483	28,779
経常利益(百万円)	1,007	1,121	1,060	1,001
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	966	1,022	877	697
1株当たり当期純利益	27円76銭	29円36銭	25円20銭	20円05銭
総資産(百万円)	22,556	23,518	24,040	23,722
純資産(百万円)	11,490	11,649	12,618	13,064

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社三洋工業九州システム	百万円 30	% 100.0	建築用金物・資材の販売 及び施工
株式会社三洋工業東北システム	30	100.0	建築用金物・資材の販売 及び施工
株式会社三洋工業北海道システム	20	100.0	建築用金物・資材の販売 及び施工
株式会社三洋工業東京システム	20	100.0	建築用金物・資材の販売 及び施工
フジオカエアータイト株式会社	30	100.0	建築用金物・資材の販売、 精密機器の販売
スワン商事株式会社	30	100.0	建築用金物・資材の製造、 販売及び施工

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

下記製品の製造・販売及び施工

軽量壁天井下地、床システム、アルミ建材、一般建材商品、換気・採光
製品、精密機器

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都江東区亀戸六丁目20番7号

支店：関東（東京都江東区）、北関東（埼玉県さいたま市）

名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）

広島（広島県広島市）、九州（福岡県古賀市）

東北（宮城県仙台市）、北海道（北海道札幌市）

工場：関東（埼玉県久喜市）、埼玉（埼玉県加須市）

茨城（茨城県古河市）、福岡（福岡県古賀市）

仙台（宮城県仙台市）、札幌（北海道札幌市）

② 子会社

株式会社三洋工業九州システム（福岡県福岡市）

株式会社三洋工業東北システム（宮城県仙台市）

株式会社三洋工業北海道システム（北海道札幌市）

株式会社三洋工業東京システム（東京都江東区）

フジオカエアータイト株式会社（東京都板橋区）

スワン商事株式会社（福井県坂井市）

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
438名	1名増

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
336名	5名減	43.0歳	18.1年

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	当連結会計年度末借入金残高
株式会社みずほ銀行	300 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	300

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000千株
- (2) 発行済株式の総数 34,803千株（自己株式396千株を除く）
- (3) 株主数 3,483名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 洋 工 業 協 力 会 社 持 株 会	4,394千株	12.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,981	5.70
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,668	4.79
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,656	4.76
三 洋 工 業 社 員 持 株 会	1,057	3.04
中 谷 登 世 子	926	2.66
ト ー ケ ン 工 業 株 式 会 社	717	2.06
シーピーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ パリュール ポートフォリオ	662	1.90
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	647	1.86
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	632	1.82

(注) 1. 上記の株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,981千株

2. 持株比率は自己株式（396千株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山 岸 文 男	
代表取締役社長	菊 地 政 義	
常務取締役	小宮山 幹 生	財務部長兼情報管理担当
取 締 役	鈴 木 将 晴	営業統括部長兼子会社担当
取 締 役	武 田 眞 吾	生産・購買・開発担当
取 締 役	原 田 実	総務部長兼法務監査担当
取 締 役	山 岸 茂	生産統括部長
取 締 役	田 村 和 之	経営企画室長
取 締 役	堀之北 重 久	公認会計士堀之北重久事務所代表 株式会社東陽テクニカ社外監査役
常勤監査役	鈴 木 昭	
常勤監査役	古 賀 俊 二	
監 査 役	市 村 和 彦	
監 査 役	渡 部 敏 雄	弁護士渡部総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役のうち、堀之北重久氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の堀之北重久氏は、株式会社東陽テクニカの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。
3. 監査役のうち、市村和彦及び渡部敏雄の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役堀之北重久及び監査役渡部敏雄の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役の鈴木 昭氏は、金融機関において財務分析及び融資判断業務の経験・実績を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役の古賀俊二氏は、当社において財務部門に長年在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	141百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	34百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	15名 (3名)	176百万円 (11百万円)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、平成19年6月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	堀之北 重 久	同氏は、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	市 村 和 彦	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会7回のうち7回全てに出席し、取締役会への牽制的立場と外部からの視点による適切な発言を行っております。
社外監査役	渡 部 敏 雄	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会7回のうち7回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

33百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価などの算出根拠や内容を精査した結果、当該報酬等の額は相当であるものと判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

新基幹システム導入に関する助言業務

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）についての決定内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人を含めたグループ全体の行動規範として、当社グループの経営理念、行動指針及び基本経営方針に基づき、コンプライアンス基本規程の遵守に努める。
- ② 取締役会については、取締役会規程に基づき、適切な運営を図る。取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款の違反行為を未然に防止する。
- ③ 取締役の業務の執行に関する監督機能の維持及び強化のため、社外取締役を選任する。また、監査役は取締役会に毎回出席し、適宜意見を述べるほか、取締役の職務執行状況について監督を行う。
- ④ 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査計画書に従い、各監査役が適正に監査を行い、経営機能に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に作成、保存または廃棄を行う。

(3) 当社並びに子会社の損失危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については、所管業務を担当する当社の当該部門が主管し、グループ全体に対してそれぞれ責任をもってこれに当たる。なお、不測の事態に備えた危機管理規程に基づき、発生時においては、当社取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を敷く。

- (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① グループ全体の中期経営計画を定め、グループ全体及びグループ各社として達成すべき目標とともに、部門ごとにそれぞれの目標を明確化する。
 - ② 定期的あるいは臨時に開催される当社取締役会においては、当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項を審議・決議するとともに、当社取締役の職務執行が適切に行われているかどうかを相互に監督する。また、当社取締役会で決議された業務執行方針に基づき、経営上の諸課題について機動的に対応するため、定期的に経営会議を開催し、業務の執行に関する重要事項の検討と具体策を立案し、必要に応じて当社取締役会に上申する。
 - ③ 当社取締役会の決定に基づくグループ各社の業務執行については、各グループ会社の組織規程、その他社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 使用人の法令・定款遵守の意識をより一層高めるため、コンプライアンス基本規程に定める行動基準をグループ全社員に周知徹底させる。
 - ② 内部監査及びコンプライアンスを統括する法務監査室の役割機能を強化するとともに、法務監査室によるコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
 - ③ 取締役は当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ④ 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ全体の社内報告体制として、「社内通報制度」の適切な運用を図る。
 - ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認められた場合は、取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

- (6) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の重要事項の当社への報告に関する体制
- ① 子会社に対する主要業務を関係会社管理規程を定め、適正な管理を行う。
 - ② 経営管理については、子会社担当役員を置き、子会社経営の重要事項に関して適宜報告を求めて管掌を行うとともに、子会社の監査役等と常時、意思疎通及び情報交換を行い、必要な場合は自ら直接監査を実施する。
 - ③ コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図る。
 - ④ 当社取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社監査役に報告する。
 - ⑤ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、法務監査室に報告する。
法務監査室は直ちに当社監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。当社監査役は当社取締役会または代表取締役等に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
 - ⑥ 内部統制システムがより適切に機能するように必要に応じて組織体制の見直し、改編を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、並びに当該使用人の取締役からの独立性、及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人に関する規程に基づき、監査役の要請に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。なお、監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従わなければならない。また、当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

- (8) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制
その他の当社監査役への報告に関する体制、及び当社監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、あるいは当該取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したときは、当社監査役に遅滞なく報告する。
 - ② 当社取締役は、定期的または不定期に各部門のリスク管理体制について、当社監査役に報告する。
 - ③ 当社グループの社内通報制度に関する規程において、当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に対して直接通報を行うことができること、及び当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。
 - ④ 法務監査室が社内通報窓口として通報を受けた場合は、直ちに当社監査役に通報者の氏名を除き申告事項の内容を報告する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役、社外取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、取締役は監査役の重要な会議への出席を確保する。また、法務監査室の責任者は、当社監査役と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に進め、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力や団体等との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体及び個人とは一切取引を行わない。

また、平素から警察等外部の専門機関や諸団体との連携強化に努めるとともに、当社グループの「コンプライアンス マニュアル」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」において、反社会的勢力等に対する対処を含めた行動指針を定め、グループ全社員への周知徹底を図っている。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス研修によるコンプライアンスの浸透・徹底に努めるとともに、グループ全社員が対象のコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスの徹底状況のモニタリングを実施いたしました。なお、当該研修及びテスト結果につきましては、取締役会に報告しております。

② リスク管理体制について

リスク管理に関する事項については、対応を主管する各取締役から、適宜取締役会に報告されております。また内部監査部門である法務監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施しており、「実地監査報告書」にて報告しております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を16回開催しており、取締役会には独立性を保持した社外取締役（社外取締役は、第81期定時株主総会終結後より12回出席）及び社外監査役は兩名とも全てに出席し、各々の見地から適切な発言を行うなど、当社グループ全体の重要な職務に関する意思決定を監督しております。

④ 監査役の職務執行について

当事業年度は、監査役会を7回開催しており、経営の適法性、コンプライアンス等に関して広範な見地から意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、当社取締役社長と定期的に面談を実施するとともに、法務監査室との情報交換会を定期的で開催し、情報収集をしたうえで、重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の点検などを行い、取締役の職務執行について、厳正で実効性の高い監査を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,522	流動負債	8,754
現金預金	3,288	支払手形及び買掛金	6,772
受取手形及び売掛金	9,612	短期借入金	99
有価証券	544	一年内償還予定社債	100
商品及び製品	2,138	未払金	451
仕掛品	121	未払法人税等	169
原材料及び貯蔵品	619	賞与引当金	405
繰延税金資産	226	役員賞与引当金	18
その他	58	その他	736
貸倒引当金	△87	固定負債	1,903
固定資産	7,199	長期借入金	614
有形固定資産	5,080	繰延税金負債	99
建物及び構築物	2,073	退職給付に係る負債	777
機械装置及び運搬具	704	その他	412
土地	2,133	負債合計	10,657
その他	168	(純資産の部)	
無形固定資産	650	株主資本	13,045
ソフトウェア	57	資本金	1,760
ソフトウェア仮勘定	566	資本剰余金	1,168
その他	27	利益剰余金	10,226
投資その他の資産	1,469	自己株式	△109
投資有価証券	597	その他の包括利益累計額	18
繰延税金資産	3	その他有価証券 評価差額金	222
賃貸不動産	589	退職給付に係る 調整累計額	△203
その他	338	純資産合計	13,064
貸倒引当金	△60	負債・純資産合計	23,722
資産合計	23,722		

連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		28,779
売 上 原 価		21,332
売 上 総 利 益		7,447
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,558
営 業 利 益		888
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	16	
受 取 賃 貸 料	114	
売 電 収 入	38	
そ の 他	45	215
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
不 動 産 賃 貸 費 用	44	
売 電 費 用	38	
そ の 他	6	103
経 常 利 益		1,001
特 別 利 益		
収 用 補 償 金	28	28
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	50	50
税金等調整前当期純利益		979
法人税、住民税及び事業税	198	
法人税等調整額	82	281
当 期 純 利 益		697
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		697

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,760	1,168	9,737	△108	12,557
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△208		△208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			697		697
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	489	△0	488
当 期 末 残 高	1,760	1,168	10,226	△109	13,045

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	223	△161	61	12,618
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				697
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△1	△41	△43	△43
当 期 変 動 額 合 計	△1	△41	△43	445
当 期 末 残 高	222	△203	18	13,064

「連結注記表」

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、(株)三洋工業九州システム、(株)三洋工業東北システム、(株)三洋工業北海道システム、(株)三洋工業東京システム、フジオカエアータイト(株)及びスワン商事(株)の6社であり、非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない関連会社

持分法を適用しない関連会社は、三洋UD(株)の1社であります。なお、持分法を適用していない理由としては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

イ たな卸資産

たな卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

建物

平成10年3月31日以前に取得した建物……………定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ウ 役員賞与引当金

連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ア ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

イ ヘッジ手段と対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

ウ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

エ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

⑦ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(5) 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(6) 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

① 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

② 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

(7) 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「無形固定資産」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、より明瞭に表示するため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は72百万円、「ソフトウェア仮勘定」は237百万円であります。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「売電収入」及び「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「売電費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「売電収入」は9百万円、「売電費用」は17百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	208
土 地	753
賃 貸 不 動 産	85
計	1,047

② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債 務	金 額
短 期 借 入 金	99
長 期 借 入 金	614
計	714

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,625百万円
 (3) 賃貸不動産の減価償却累計額 331百万円
 (4) 受取手形裏書譲渡高 9百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 12百万円

(2) 減損損失

会社名	場所	用途	種類
三洋工業(株)	岩手県盛岡市他	営業所	土地・建物他

※種類ごとの減損損失の内訳

土地 33百万円

建物他 16百万円

減損損失の算定にあたっては、原則として各営業拠点ごとに資産をグループ化しております。また将来の使用が見込まれていない遊休資産及び売却・閉鎖の決定した資産については、個々の物件単位でグループ化しております。

上記資産グループについては、売却する意思決定を行ったこと又は継続的に営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失50百万円として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額によって算定しており、売却が見込まれる資産グループについては売却予定価額、その他の資産グループについては路線価による相続税評価額に基づき算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

35,200,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	104	3円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	104	3円00銭	平成27年9月30日	平成27年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	104	3円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については金融機関の借入及び社債によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、常時販売活動を通じて取引先の信用状況を把握し、不良債権の抑止に努めております。また、必要に応じ、不動産への担保設定、保証金の取得など適切な債権保全策を行っております。

有価証券は主に公社債投資信託ですが、安全性の高いものであるため、市場リスクは低く抑えられております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式・債券であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日のものです。

借入金及び社債は、運転資金（主に短期）及び設備投資資金（主に長期）に係る資金調達です。また、営業債務や未払金、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰表を作成することなどにより、流動性リスクを管理しています。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して、ヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。長期借入金のヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。
(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	3,288	3,288	—
② 受取手形及び売掛金	9,612	9,612	—
③ 有価証券	544	544	—
④ 投資有価証券 その他有価証券	563	563	—
⑤ 支払手形及び買掛金	(6,772)	(6,772)	—
⑥ 短期借入金	(90)	(90)	—
⑦ 未払金	(451)	(451)	—
⑧ 社債	(100)	(100)	0
⑨ 長期借入金	(624)	(634)	10
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券

公社債投資信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

その他有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 短期借入金並びに⑦ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 社債並びに⑨ 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、変動金利に該当する長期借入金については、時価と帳簿価額がほぼ等しいことから、当該帳簿価額により、その他の長期借入金については、取引金融機関から提示された価格によっております。また、1年内償還予定の社債は社債に含めて時価を表示し、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて時価を表示しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額34百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
752	1,656

※連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

※当期末の時価は、主として「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	375円37銭
1株当たり当期純利益	20円05銭

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,834	流動負債	7,214
現金預金	1,990	支払手形	4,321
受取手形	4,188	買掛金	1,250
売掛金	3,394	一年内償還予定社債	100
有価証券	400	リース債務	5
商品及び製品	1,948	未払金	423
仕掛品	118	未払消費税等	213
原材料及び貯蔵品	531	未払法人税等	74
前払費用	50	前受金	287
短期貸付金	100	賞与引当金	320
繰延税金資産	195	その他	217
その他	0	固定負債	1,572
貸倒引当金	△85	長期借入金	600
固定資産	7,001	リース債務	26
有形固定資産	4,219	繰延税金負債	90
建物	1,791	退職給付引当金	482
構築物	126	その他	373
機械装置	704	負債合計	8,787
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具器具備品	106	株主資本	10,847
土地	1,435	資本金	1,760
リース資産	29	資本剰余金	1,168
建設仮勘定	26	資本準備金	1,168
無形固定資産	642	利益剰余金	8,028
ソフトウェア	54	利益準備金	440
ソフトウェア仮勘定	565	その他利益剰余金	7,588
その他	22	別途積立金	6,500
投資その他の資産	2,139	繰越利益剰余金	1,088
投資有価証券	512	自己株式	△109
関係会社株式	185	評価・換算差額等	201
長期貸付金	590	その他有価証券	201
貸付不動産	589	評価差額金	201
その他	314	純資産合計	11,048
貸倒引当金	△53	負債・純資産合計	19,836
資産合計	19,836		

損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		22,992
売 上 原 価		17,147
売 上 総 利 益		5,844
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,357
営 業 利 益		487
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	48	
受 取 賃 貸 料	121	
売 電 収 入	38	
そ の 他	136	344
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
不 動 産 賃 貸 費 用	45	
売 電 費 用	43	
そ の 他	1	101
経 常 利 益		730
特 別 利 益		
収 用 補 償 金	28	28
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	50	50
税 引 前 当 期 純 利 益		708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88	
法 人 税 等 調 整 額	69	157
当 期 純 利 益		551

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,760	1,168	440	6,000	1,245	7,685	△108	10,505
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△208	△208		△208
当 期 純 利 益					551	551		551
自己株式の取得							△0	△0
別途積立金の積立				500	△500			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	500	△157	342	△0	342
当 期 末 残 高	1,760	1,168	440	6,500	1,088	8,028	△109	10,847

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	196	10,702
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△208
当 期 純 利 益		551
自己株式の取得		△0
別途積立金の積立		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	4
当期変動額合計	4	346
当 期 末 残 高	201	11,048

「個別注記表」

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

建物

平成10年3月31日以前に取得した建物……定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……定額法

その他……定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ア 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- 完成工事高の計上基準
- 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
- 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段と対象
- ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
- 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
- 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。
- (7) 消費税等の会計処理
- 税抜方式を採用しております。

(8) 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「無形固定資産」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」は、より明瞭に表示するため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「ソフトウェア」は69百万円、「ソフトウェア仮勘定」は237百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「売電収入」及び「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「売電費用」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「売電収入」は9百万円、「売電費用」は19百万円であります。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	104
土 地	241
賃 貸 不 動 産	85
計	432

② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債 務	金 額
長 期 借 入 金	600
計	600

- | | |
|--------------------|----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,614百万円 |
| (3) 賃貸不動産の減価償却累計額 | 331百万円 |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債権 | 684百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 586百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 119百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|------------|----------|
| 売上高 | 1,212百万円 |
| 仕入高 | 334百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 153百万円 |
- (2) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
- | | |
|------|-------|
| 売上原価 | 16百万円 |
|------|-------|
- (3) 減損損失

場	所	用	途	種	類
岩手県盛岡市他		営業所		土地・建物他	

※種類ごとの減損損失の内訳

- | | |
|-----|-------|
| 土地 | 33百万円 |
| 建物他 | 16百万円 |

減損損失の算定にあたっては、原則として各営業拠点ごとに資産をグループ化しております。また将来の使用が見込まれていない遊休資産及び売却・閉鎖の決定した資産については、個々の物件単位でグループ化しております。

上記資産グループについては、売却する意思決定を行ったこと又は継続的に営業損失を計上したことから、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失50百万円として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額によって算定しており、売却が見込まれる資産グループについては売却予定価額、その他の資産グループについては路線価による相続税評価額に基づき算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 396,476株 |
|------|----------|

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	42
賞与引当金	98
退職給付引当金	147
減損損失	17
関係会社株式	130
未払役員退職慰労金	44
繰越欠損金	56
その他	76
繰延税金資産小計	616
評価性引当額	△421
繰延税金資産合計	195
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	89
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	90

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 輻 運 搬 具	37	36	1
合 計	37	36	1

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

1 年 内	1
1 年 超	0
合 計	1

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等
に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	(株)三洋工業 九州システム	所 有 直接100%	製品の購入 製品の販売 役員の兼任	金物・資材 の 販 売 (注1)	359	受取手形 売掛金	129 30
子 会 社	(株)三洋工業 東北システム	所 有 直接100%	製品の購入 製品の販売 役員の兼任	金物・資材 の 販 売 (注1)	262	受取手形 売掛金	139 20
子 会 社	スワン商事(株)	所 有 直接100%	製品の購入 製品の販売 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注2) 資金の返済 受取利息	80 55 6	短期貸付金 長期貸付金	35 586

(注1) 販売価格の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交
渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	317円46銭
1 株当たり当期純利益	15円84銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

三洋工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笛 木 忠 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

三洋工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笛 木 忠 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 量 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、法務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

三洋工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	鈴木	昭	Ⓢ
監査役（常勤）	古賀	俊二	Ⓢ
監査役	市村	和彦	Ⓢ
監査役	渡部	敏雄	Ⓢ

(注) 監査役市村和彦及び渡部敏雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額104,410,572円

なお、中間配当金として1株につき金3円お支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の株主利益の増大を図れるような事業展開に活かすための投資に活用することを基本方針とし、新たな事業計画や顧客への安定供給体制の整備に向けての投資を考えております。

(1) 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、企業価値の更なる向上を図ることを目的とするものです。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策の遂行を可能とするため、第7条（自己の株式の取得）を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第4条（機 関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条（機 関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="277 162 418 215">第2章 株式 (新 設)</p> <p data-bbox="146 351 398 375">第7条～第11条 (条文省略)</p> <p data-bbox="146 417 426 470">第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p data-bbox="146 512 549 785">第4章 取締役および取締役会 第19条 (員数および選任方法) 当社の取締役は、10名以内とし、株主総会でこれを選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="309 893 387 916">(新 設)</p> <p data-bbox="146 1051 320 1075">第20条 (条文省略)</p> <p data-bbox="146 1082 297 1106">第21条 (任 期)</p> <p data-bbox="146 1113 549 1229">取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。</p>	<p data-bbox="698 162 840 186">第2章 株式</p> <p data-bbox="568 193 826 217"><u>第7条 (自己の株式の取得)</u></p> <p data-bbox="568 224 972 340"><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="568 351 843 375">第8条～第12条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="687 417 852 441">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="568 448 848 471">第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="568 512 913 565">第4章 取締役および取締役会 第20条 (員数および選任方法)</p> <p data-bbox="568 572 972 879">当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内、<u>監査等委員である取締役は、4名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会でこれを選任する。</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="568 893 972 1040"><u>2. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該選任のあった定時株主総会決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="568 1051 762 1075">第21条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="568 1082 723 1106">第22条 (任 期)</p> <p data-bbox="568 1113 972 1262">取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（取締役会議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第25条（条文省略） 第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第28条（員数および選任方法）</u> 当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会でこれを選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第29条（任期）</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第26条（取締役会議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第27条（現行どおり） 第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第30条（常勤の監査役）</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>第31条（監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条（監査役会の決議）</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>第33条（監査役会議事録）</u> 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	(削 除)
<p><u>第34条（監査役会規程）</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p><u>第35条（報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p><u>第36条（社外監査役の責任限定契約）</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	第30条 (常勤の監査等委員)
	監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	第31条 (監査等委員会の招集通知)
	監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
	ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。
(新 設)	2. 監査等委員の全員の同意があるときは、
	招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	第32条 (監査等委員会の決議方法)
	監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	第33条 (監査等委員会議事録)
	監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
(新 設)	第34条 (監査等委員会規程)
	監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
	第 6 章 計 算
第6章 計 算	第 6 章 計 算
第37条～第40条 (条文省略)	第35条～第38条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役9名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	山岸文男 (昭和14年9月14日生)	昭和45年5月 当社入社 昭和53年3月 当社取締役 昭和55年3月 当社常務取締役 昭和59年3月 当社専務取締役 昭和61年3月 当社代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役会長 平成27年6月 当社取締役会長 (現在に至る)	442,000株
	選任の理由 当社の取締役会長として経営を担い、経営全般に対する監督を適切に行ってきた実績と、長年の経営者としての経験や豊富な見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	菊地政義 (昭和23年8月26日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和61年4月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役 平成21年4月 当社取締役営業統括部長兼子会社管掌 平成21年6月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長退任 平成23年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	196,000株
	選任の理由 当社の代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し事業の拡大に貢献してきた実績と、これまでの経営全般における豊富な経験や高い見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	こみやま みきお 小宮山 幹生 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員財務部長 平成23年6月 当社取締役財務部長 平成25年4月 当社取締役財務部長兼情報管理担当 平成25年6月 当社常務取締役財務部長兼情報管理担当 (現在に至る)	56,000株
		<p>選任の理由</p> <p>当社の常務取締役として経営を担うとともに財務部門を牽引し、情報管理部門の担当を務めてきた実績と、これまでの経営における豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	
4	すずき まさ晴 鈴木 将晴 (昭和36年10月10日生)	昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業統括部営業グループ長 平成23年6月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 (現在に至る)	22,000株
		<p>選任の理由</p> <p>取締役営業統括部長として営業部門を統括して業績向上に貢献し、更に子会社を管轄してきた実績と、これまでの豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	
5	たけだ しんご 武田 眞吾 (昭和34年4月29日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員生産統括部長 平成23年6月 当社取締役生産統括部長兼購買・開発担当 平成26年4月 当社取締役生産・購買・開発担当 平成28年4月 当社取締役生産統括部長兼開発担当 (現在に至る)	17,000株
		<p>選任の理由</p> <p>取締役生産・開発・購買担当として3部門を統率してきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	はら だ みゆる 原 田 実 (昭和33年8月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長兼経営企画・ 法務監査担当 平成27年6月 当社取締役総務部長兼法務監査担 当 (現在に至る)	19,000株
	選任の理由 取締役総務部長として総務・人事部門を牽引し、法務・内部監査部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
7	やま ぎし しげる 山 岸 茂 (昭和51年3月29日生)	平成19年4月 当社入社 平成22年4月 当社営業統括部営業企画グループ 長 平成24年4月 当社経営企画室課長 平成26年4月 当社生産統括部長 平成26年6月 当社執行役員生産統括部長 平成27年6月 当社取締役生産統括部長 平成28年4月 当社取締役購買部長 (現在に至る)	23,000株
	選任の理由 取締役生産統括部長として生産部門を統括してきた実績と、これまでの他部門における幅広い経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
8	た むら かず ゆき 田 村 和 之 (昭和32年12月19日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員経営企画室長 平成27年6月 当社取締役経営企画室長 (現在に至る)	15,000株
	選任の理由 取締役経営企画室長として中期経営計画の策定や進捗管理を推進するなど、これまでの実績と豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	古賀 俊二 (昭和31年7月16日生)	昭和54年3月 当社入社 平成20年4月 当社法務監査室長 平成24年6月 当社監査役 (現在に至る)	17,000株
	選任の理由 財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、取締役会においても積極的な発言を行ってきた実績と、これまでの幅広い経験に基づく高い見識を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。		
2	市村 和彦 (昭和15年11月1日生)	昭和39年3月 日本オリベッティ株式会社入社 平成11年7月 同社退社 平成12年12月 エーティーシー株式会社入社 平成16年6月 当社監査役 平成26年9月 エーティーシー株式会社退社 (現在に至る)	82,000株
	選任の理由 他社での豊富な業務経験を有し、幅広い経験に基づく高い見識とこれまでの社外監査役としての経験も踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。なお、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
3	渡部 敏雄 (昭和26年7月31日生)	昭和59年4月 弁護士登録 平成2年9月 渡部総合法律事務所代表 平成24年6月 当社監査役 (現在に至る)	—
	選任の理由 弁護士としての専門的な知識を有し、人格、識見ともに優れており、これまでの社外監査役としての経験も踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。なお、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ほりのきた しげ ひさ 堀之北 重久 (昭和26年12月29日生)	昭和52年11月 新和監査法人入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 昭和57年 8月 公認会計士登録 平成15年 6月 朝日監査法人代表社員 (現 有限責任あずさ監査法人) 平成26年 6月 有限責任あずさ監査法人退所 平成26年 7月 公認会計士堀之北重久事務所代表 平成27年 6月 当社取締役 平成27年12月 株式会社東陽テクニカ社外監査役 平成28年 5月 株式会社しまむら社外監査役 (現在に至る)	-
<p>選任の理由</p> <p>公認会計士としての専門的な知識を有し、人格、識見ともに優れており、これまでの社外取締役としての経験も踏まえ、監査等委員である社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。なお、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) (1) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- (2) 市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久の各氏は社外取締役候補者であります。
- (3) 堀之北重久氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって、1年であります。
- (4) 市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久の各氏とは、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。また各氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- (5) 当社は、渡部敏雄及び堀之北重久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ておりますが、今回、市村和彦氏も加えた各氏が選任された場合には、改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第73期定時株主総会において、年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と定めること並びに各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額及び支給の時期等については、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額42百万円以内と定めること並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額及び支給の時期等については、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

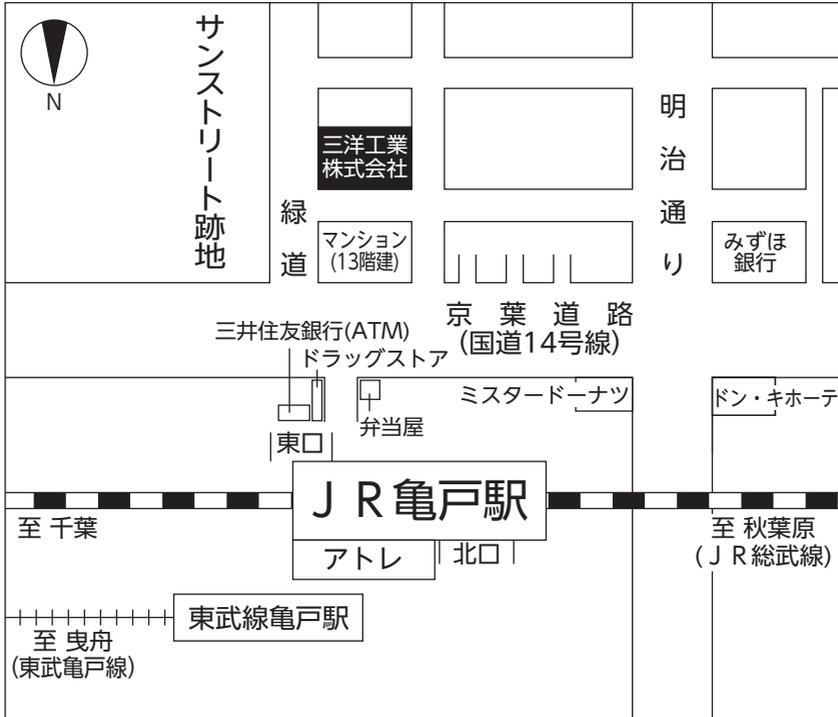
会場：東京都江東区亀戸六丁目20番7号

三洋工業株式会社 本社

電話 03-3685-3451

交通：J R 総武線 亀戸駅東口より徒歩3分

東武亀戸線 亀戸駅より徒歩8分



(お願い) 駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。